

収入保険制度の導入に伴う野菜価格安定制度の取扱いの方針について

平成29年 7月21日付け29生産第875号
農林水産省生産局園芸作物課長通知

先の通常国会において、収入保険制度の導入等を内容とする「農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）」が成立しました。野菜価格安定制度と収入保険制度は選択加入となりますので、今後、収入保険制度を担当することになる農業共済団体等から野菜生産者に対しても説明が行われることとなります。

こうした中で、収入保険制度の導入に伴う野菜価格安定制度の取扱いについての問い合わせがあるところです。ポイントとなる点を下記のとおり整理しましたので、御承知いただくとともに、この内容が、農業協同組合等の関係機関を始め、野菜価格安定制度の利用者等に周知されるよう、よろしく願いいたします。引き続き、野菜価格安定制度の円滑かつ的確な実施に御協力をお願いいたします。

記

- 野菜価格安定制度における指定産地の指定に当たっては、当該産地において指定を受けようとする野菜の作付面積が一定の基準を超えること等が要件となっておりますが、この判定に当たっては、野菜価格安定制度に加入していない農業者も含めた作付面積を基に行うこととなっております。

このため、野菜価格安定制度から収入保険制度へ移行する農業者がいたとしても、それにより指定産地の指定要件を満たさなくなることはありません。

- 農業協同組合等が野菜価格安定制度に加入している場合、当該組合の組合員の中で、野菜価格安定制度から収入保険制度へ移行する者がいても、当該組合等は、引き続き、野菜価格安定制度に加入できます。

この場合、収入保険制度の加入に伴い、組合員は出荷先を変更する必要はなく、従前のおり生産部会への加入を継続したり、当該組合に出荷を継続しても何ら差し支えありません。なお、野菜価格安定制度下の各事業への毎年の申込みに当たっては、当該組合は収入保険制度加入者の出荷数量を除外した数量に基づき、申込みを行っていただく予定です。